

株式会社 凜

マージン率等の情報提供資料

労働者派遣法 23 条第 5 項に基づく、マージン率等についてお知らせいたします。
実績表示期間（2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日）

1. 派遣労働者数 : 7 名 (2025 年 12 月 31 日時点)
2. 派遣先事業者数 : 1 社 (2025 年 12 月 31 日時点)
3. マージン率 : 25、5%
労働者派遣の料金※ 1 日 8 時間あたりの平均額 15,040 円 (税別)
派遣労働者派の賃金※ 1 日 8 時間あたりの平均 11,202 円
4. ・教育訓練・キャリア形成支援制度に関する事項
・安全衛生教育・就業前教育・キャリアアップ教育
5. ・労使協定締結に関する事項
・全ての派遣労働者を対象として締結有り (2026 年 3 月 31 日迄)

◎ マージン率に含まれるもの

- ・事業主負担分社会保険料 (健康保険／厚生年金／雇用保険／介護保険／労災 保険など)
- ・派遣労働者交通費
- ・一般健康診断費用・派遣労働者が取得する年次 有給休暇の賃金
- ・派遣労働者の教育研修費用・会社運営における営業費や人件 費その他事業費
- ・営業利益